

議事要旨(6)企業会計基準公開草案第 13 号「金融商品に関する会計基準(案)」のコメントについて

大橋研究員より、資料 審議事項(6)「公開草案に対するコメントの公表」に基づき、「金融商品に関する会計基準(案)」(以下、「本会計基準(案)」という。)の公開草案の主なコメントの紹介が行われた。

コメントは、4 団体及び 6 個人から受領し、その概要は以下のとおりである。

金銭債務の貸借対照表価額、償却原価法の適用について

- 本会計基準(案)第 88 項の「資産がその取得に要した支出額に基づいて計上される」「負債についても収入額に基づいて計上する」という表現は適切ではない。資産が将来収入と結びつくこともあり、負債は将来支出に結びつくとも言え、また概念フレームワークとの関係が明らかではない。
- 社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合の当該差額の正確について、「支払金利の調整」としているが、「発行会社の信用力」とする説も有力であり、「支払金利の調整」とした理由を明確にすべきである。また、当該差額については、前払費用説ではなく、未払費用説を採用しているのか、さらに、未払費用説に立った場合、元本と利息を分ける現行の負債の会計処理との整合からは、支払金利の調整は元本ではなく未払費用勘定を設けて行うべきである。

適用時期(特に、適用初年度について)

- 本会計基準(案)は、過年度に計上された社債・社債発行差金についても適用され、修正を行う必要があるか。
- 本会計基準公表前、かつ、本会計基準の適用初年度内に発行された社債の会計処理については、本会計基準(案)の適用対象から除外してほしい。新基準の適用には、十分な周知期間が必要である。

その他

- 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準が公表されているが、これにより純資産の部に計上されることとなった新株予約権や繰延ヘッジ損益が、取引所の相場のない株式の実質価額の計算に影響するのかが明確ではない。
- 時価ヘッジを代替処理として全面的に認めるべきである(コンバージェンスや、繰延ヘッジ損益を相殺するヘッジ対象の評価損益があるにもかかわらずオフバランスとなっており、経済的実態を適切にあらわしていないと考えられるため)。
- その他有価証券評価差額金の海外での表示場所に関する記述で、「純資産の部」としているが、「資本の部」「株主持分(stockholders' equity)」とすべきである。

コメントに対する質疑は以下である。

- 今回は、コメント案の紹介だけであったが、次回議決時に初めて修正案が示されるのかとの質問があった。これに対しては、事務局から、後日開催予定の専門委員会での検討結果を踏まえることになるが、現時点でのコメント分析の結果では、公開草案の内容に関する修正は考えていない旨、回答された。

なお、本会計基準(案)は、次回の委員会で議決が予定されている。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。